

協議第39号

町・字名の区域及び名称等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目		19 町・字名の区域及び名称等の取扱い				
1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。						
2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。						
現 行			合 併 後			備 考
町村名	字の名称	地番	町村名	字の名称	地番	
忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地	
				忠類幸町	番地	
				忠類本町	番地	
				忠類錦町	番地	
				忠類白銀町	番地	
忠類村	字元忠類	番地	幕別町	忠類元忠類	番地	
				忠類幸町	100 + 番地	幸町区に属する区域(18筆)
				忠類本町	番地	本町区に属する区域(93筆)
忠類村	字日和	番地	幕別町	忠類日和	番地	
忠類村	字西当	番地	幕別町	忠類西当	番地	
忠類村	字協徳	番地	幕別町	忠類協徳	番地	
忠類村	字朝日	番地	幕別町	忠類朝日	番地	
忠類村	字公親	番地	幕別町	忠類公親	番地	
忠類村	字共栄	番地	幕別町	忠類共栄	番地	
忠類村	字東宝	番地	幕別町	忠類東宝	番地	
忠類村	字幌内	番地	幕別町	忠類幌内	番地	
忠類村	字明和	番地	幕別町	忠類明和	番地	
忠類村	字新生	番地	幕別町	忠類新生	番地	
忠類村	字中当	番地	幕別町	忠類中当	番地	
忠類村	字古里	番地	幕別町	忠類古里	番地	
忠類村	字晩成	番地	幕別町	忠類晩成	番地	

「協議第39号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	19 町・字名の区域及び名称等の取扱い						
調整の内容	1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。						
	2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。						
	現 行			合 併 後			備 考
	町村名	字の名称	地番	町村名	字の名称	地番	
	忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地	
					忠類幸町	番地	
					忠類本町	番地	
					忠類錦町	番地	
					忠類白銀町	番地	
	忠類村	字元忠類	番地	幕別町	忠類元忠類	番地	
					忠類幸町	100+ 番地	幸町区に属する区域(18筆)
					忠類本町	番地	本町区に属する区域(93筆)
	忠類村	字日和	番地	幕別町	忠類日和	番地	
	忠類村	字西当	番地	幕別町	忠類西当	番地	
	忠類村	字協徳	番地	幕別町	忠類協徳	番地	
	忠類村	字朝日	番地	幕別町	忠類朝日	番地	
	忠類村	字公親	番地	幕別町	忠類公親	番地	
	忠類村	字共栄	番地	幕別町	忠類共栄	番地	
	忠類村	字東宝	番地	幕別町	忠類東宝	番地	
	忠類村	字幌内	番地	幕別町	忠類幌内	番地	
忠類村	字明和	番地	幕別町	忠類明和	番地		
忠類村	字新生	番地	幕別町	忠類新生	番地		
忠類村	字中当	番地	幕別町	忠類中当	番地		
忠類村	字古里	番地	幕別町	忠類古里	番地		
忠類村	字晩成	番地	幕別町	忠類晩成	番地		

現		況	
幕別町		忠類村	
町数	29	町数	0
字数	23	字数	15
【町名】		【町名】	
(1)幸町 (2)本町 (3)錦町 (4)寿町 (5)宝町		なし	
(6)南町 (7)緑町 (8)新町 (9)旭町 (10)札内西町			
(11)札内桜町 (12)札内北町 (13)札内稔町 (14)札内東町			
(15)札内北栄町 (16)札内共栄町 (17)札内新北町 (18)札内豊町			
(19)札内暁町 (20)札内堤町 (21)札内桂町 (22)札内若草町			
(23)札内中央町 (24)札内青葉町 (25)札内文京町			
(26)札内あかしゃ町 (27)札内泉町 (28)札内春日町			
(29)札内みずほ町			
【字名】		【字名】	
(1)字豊岡 (2)字新和 (3)字猿別 (4)字軍岡		(1)字忠類 (2)字元忠類 (3)字日和 (4)字西当	
(5)字南勢 (6)字大豊 (7)字明野 (8)字新川		(5)字協徳 (6)字朝日 (7)字公親 (8)字共栄	
(9)字相川 (10)字五位 (11)字糠内 (12)字明倫		(9)字東宝 (10)字幌内 (11)字明和 (12)字新生	
(13)字美川 (14)字中里 (15)字駒島 (16)字弘和		(13)字中当 (14)字古里 (15)字晩成	
(17)字勢雄 (18)字栄 (19)字古舞 (20)字途別			
(21)字日新 (22)字依田 (23)字千住			

## 町・字名の区域及び名称等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

## 先進事例

### ごのへまち 五戸町（青森県）

- (1) 五戸町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。
- (2) 倉石村の町・字の区域は、現行のとおりとし、名称については、大字石沢を大字倉石石沢、大字中市を大字倉石中市、大字又重を大字倉石又重とし、字以降は現行のとおりとする。

### かごしまし 鹿児島市（鹿児島県）

- 1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 5町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については次の例により、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。  
大字を町名とする。  
大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。  
新たな町名とする。

### 函館市（北海道）

- (1) 函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の町字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の区域内の町名については、4町村の意向を尊重する。

### せきし 関市（岐阜県 合併予定 平成17年2月7日）

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の町名・字名については、各町村の意向を尊重するものとする。ただし、町名・地番等が重複しないよう調整するものとする。

### むつ市（青森県 合併予定 平成17年3月14日）

むつ市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。  
川内町、大畑町、脇野沢村は、「町」の区域を設定（大字・小字の表記はしない。）する。  
川内町、大畑町、脇野沢村は、旧町村名をそれぞれ「川内町」、「大畑町」、「脇野沢」と表記し、現行の町名、字名（大字）に冠する。  
現行の大字名と、字名が重複する場合は、大字名を削除する。  
川内町、大畑町、脇野沢村の町・字の区域については、従前のとおりとする。

### おおだてし 大館市（秋田県 合併予定 平成17年6月20日）

- (1) 大館市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- (2) 比内町の区域内の町の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。
- (3) 田代町の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。